

萩藩における張付師・表具師について

山崎 一郎

はじめに

萩藩の家臣団には、藩から扶持米や切米・切銭を与えられ藩の御用を務めた、御細工人、御手職人と呼ばれる職人たちがいた。幕末安政期、藩の「無給帳」（給地を持たない浮米取、扶持・切米支給の家臣を載せる台帳）に名前のみえる御細工人は、四四の職種、九二人を数える（表1）。本稿ではこのうち張付師・表具師について検討する。時期により増減はあるが、安政期には御細工人の張付師六名・表具師一名がおり、これ以外に士分（無給通）の張付師も一名いた。御細工人の中では人数の多い部類の業種である。

表具とは、「書や絵画の鑑賞・保存のために紙・裂地・糊などを使得って掛軸・巻物・額・屏風・襖・衝立などに仕立てること」であり、これを職業とする者を表具師と呼ぶ（『表具の事典』協同組合京都表装協会 二〇〇二年）。萩藩の張付師・表具師は、藩の御用として右のような仕事に従事した職人である。藩主毛利家が所蔵し利用する冊子・掛軸・巻物・屏風、毛利家から幕府への献上品、諸大名への贈答品などの表具、萩城、江戸藩邸、藩内御茶屋の襖・障子の張替といった藩主や公儀向きに関わる表具仕事を主としつつ、藩庁諸役所が作成する一部記録類の製本・装

表1 安政期「無給帳」に
みえる萩藩諸細工人

| No. | 細工人種別 | 人数 |
|-----|----------|----|
| 1 | 藤細工 | 7 |
| 2 | 張付師 | 6 |
| 3 | 表具師 | 1 |
| 4 | 磨 | 5 |
| 5 | 白銀細工 | 6 |
| 6 | 飾屋 | 1 |
| 7 | 時計師 | 1 |
| 8 | 塗師 | 6 |
| 9 | 蒔絵師 | 1 |
| 10 | 柄巻 | 1 |
| 11 | 鞆師 | 4 |
| 12 | 鞆師白銀細工兼 | 1 |
| 13 | 鍍屋 | 2 |
| 14 | 鍍屋塗師青貝細工 | 1 |
| 15 | 台屋 | 1 |
| 16 | 鉄砲金具師 | 2 |
| 17 | 鉄砲細工 | 1 |
| 18 | 弓師 | 1 |
| 19 | 矢師 | 1 |
| 20 | 皮師 | 1 |
| 21 | 皮細工 | 1 |
| 22 | 切革師 | 1 |
| 23 | 具足師 | 2 |
| 24 | 刀鍛冶 | 2 |
| 25 | 鞍打 | 2 |
| 26 | 檜物師 | 1 |
| 27 | 乗物師 | 1 |
| 28 | 焼物師 | 2 |
| 29 | 畳細工 | 3 |
| 30 | 左冠 | 3 |
| 31 | 挽物師 | 1 |
| 32 | 檜皮師 | 4 |
| 33 | 紺屋 | 2 |
| 34 | 瓦師 | 2 |
| 35 | 鋳物師 | 2 |
| 36 | 鍛冶 | 3 |
| 37 | 桶大工 | 2 |
| 38 | 扇物師 | 1 |
| 39 | 糸組師 | 1 |
| 40 | 御仕立物師 | 2 |
| 41 | 桃燈細工 | 1 |
| 42 | 櫛師 | 1 |
| 43 | 鏡磨師 | 1 |
| 44 | 縫箔師 | 1 |
| | 計 | 92 |

注：「諸細工人」の項に掲載された者のみを集計し、業家人は除いた。

典拠：樹下明紀・田村哲夫編『萩藩給帳』（マツノ書店 1984年）

幟・修理を担い、「洪表紙」「から打紙」の製作を担当したケースもある。

萩藩の張付師・表具師に関しては、藩政初期に活躍した飯田内蔵丞を取り上げた吉積久年氏の研究が唯一であり、そのほか『山口県表具内装のあゆみ』（山口県表具内装組合連合会 一九九八年）で通史として触れられる程度である^①。本稿では、毛利家文庫に残る「譜録」や藩の人事関係記録・法令等を用い、彼らの実態と藩内での位置づけ、各家の歴史と具体的活動について検討する。彼らが担当したものの中には、現在貴重な文化財として伝存する例も少なくないはずで、それら文化財の歴史、履歴を知る上で彼らに関する検討は有益と考える^②。また、記録をモノとして形に調べ、時にその修理を担当した彼らは、藩庁文書の作成・保存の一端を担った存在であった点も重視したい。彼らの歴史に光をあてることは、記録管理史研究上必要な作業と考える^③。

なお、張付師、表具師という名称の違いは技術の習得経緯に由来すると思われるが、両者とも紙・裂地・糊を使い表具仕事を行う点で違いはみられず、本稿では同一のものとみて検討を進める。表記もおおむね張付師で統一した。

一 張付師の概要

(一) 張付師の区分

藩の御用を務めた張付師は、「無給帳」登録の i 御手張付師を中心とするが、そのほか、ii 御雇張付師、iii 嫡子雇の張付師、iv 町張付師（民間の張付師）、v 陪臣張付師（二門など大身の家臣が抱える張付師）などがいた。

御手張付師 御手張付師は、藩から扶持（一人扶持一石五斗）や切米・

切銭を給与され、藩の「無給帳」に登録されている張付師である。伝来する「無給帳」では最も古い正保二年（一六四五）分では、「細工衆」の中に五名の張付師がいる（表2（1））。「細工衆」表記は寛文元年（一六六一）以降「諸細工人」となる。宝永元年（一七〇四）からは表具師中尾家が登録される。「無給帳」登録の張付師・表具師数は増減があるが、七〜八名の時期が長く、最大九名の時もある。安政期の状況を表2（2）に示した。御手張付師の中には、帯刀を免許された家、さらには士分へ取り立てられた家もある。張付師安野家の場合、長年の功績が評価され、士分として下級ながら無給通にまで上昇した（次章詳述）。張付師に限らず、御手大工や御細工人の中には武士身分に取り立てられた者が少なからずおり、彼らは「業人」「業家人」と呼ばれた⁴。

表2 「無給帳」にみえる張付師・表具師

| (1) 正保2年 (1645) 典拠：52給禄72 | | | |
|---------------------------|-----|--------|-----------|
| 身分 | 肩書 | 名前 | 禄高 |
| 1 | - | 飯田源允 | 5人扶持米4石5斗 |
| 2 | - | 吉山平左衛門 | 5人扶持米4石5斗 |
| 3 | - | 飯田左兵衛 | 3人扶持米3石1斗 |
| 4 | はり付 | 清太夫 | 5人扶持銀176匁 |
| 5 | - | 安野九之助 | 3人扶持米3石1斗 |

| (2) 安政2～6年 (1855～59) 典拠：『萩藩給禄帳』 | | | |
|---------------------------------|-----|----------|--------------|
| 身分 | 肩書 | 名前 | 禄高 |
| 1 | 無給通 | 張付師 安野八郎 | 3人扶持8石8斗2升5合 |
| 2 | はり付 | 飯田兵右衛門 | 3人扶持米2石5斗 |
| 3 | はり付 | 吉山富樫 | 5人扶持米6石 |
| 4 | はり付 | 御手洗吉蔵 | 3人扶持米2石1斗5合 |
| 5 | はり付 | 池部七郎右衛門 | 2人半扶持米5斗2升2合 |
| 6 | はり付 | 内田虎吉 | 2人扶持米4合 |
| 7 | 表具師 | 中尾豊次郎 | 3人扶持米5石5斗3升 |
| 8 | はり付 | 林清蔵 | 5人扶持銀215匁 |

萩藩における張付師・表具師について（山崎）

御雇張付師 御雇張付師は、藩から「御恩扶持」という名目で扶持米を給与されて仕事をするものの、「無給帳」には名前が登録されない者たちである。⁵⁾ 町張付師や陪臣張付師が、その腕を見込まれ、あるいは藩への長年の功績により御雇張付師に取り立てられる。扶持米を与えられる点では御手張付師と同じだが、名目は「御恩扶持」であり、「無給帳」登録か否かという身分的な違いがある。一方で、池部家のように、四代九〇年に及ぶ御雇張付師としての功績が認められ、御手張付師に身分が上昇する例もあった。寛政二年（一七九〇）二月、池部七郎左衛門の名前が「無給帳」に登録された際、「右曾祖父已来四代御雇ニ而被召仕、御用ニ立候、依之持懸り御雇御恩扶持にて御根帳付江被付遣候」とあり、御手張付師となり「無給帳」に登録されることを「御根帳付」と表記している点が目される。⁶⁾

嫡子雇の張付師 嫡子雇の張付師は、御手張付師や御雇張付師の息子が、家督相続前（父存命中）の段階で藩から扶持を与えられ仕事に従事するものである。嫡子雇自体は張付師特有ではなく、一般的な藩士家でも、家督相続前の息子が嫡子雇で諸役所に勤務する例は珍しくない。父が死去もしくは隠居すると、家を相続して父の禄高を継承し自らの扶持は返上する。御手張付師、御雇張付師、嫡子雇の張付師は、扶持を下され藩の御用を務める点で共通している。「御手師」という表現があるが、これは三者を総称した呼称と考えられる。

町張付師および陪臣張付師 町張付師や陪臣張付師が、藩から一日宛の飯米・賃料を受け取り藩の御用を務める場合がある。日割計算で飯米・賃料が支給される点で、扶持米支給の御雇張付師とは身分が異なる。

森下徹氏が御手大工を検討する中で明らかにしているが、萩市中の町大工とその子弟・弟子は作事奉行が管理する「作料帳」に登録された。彼らは月一日の水役を課されて藩の御用に動員されるとともに、萩市中の仕事に就く場合
には、藩が定めた公定作料（飯米・賃料）で雇われることが義務づけられた。⁷⁾ また、大身の家臣が抱える大工の場合

も、元文五年（一七四〇）十一月、彼らが萩市中で自らの家中以外の仕事（脇細工）を行うことが問題となり、結果彼らも「御木屋御帳」（作料帳）に登録され一日分の水役を負担することで「脇細工」を行うことを認められた。⁸⁾ こうしたあり方は、他の細工人（木挽・鍛冶・左官など）も同様であった。「作料帳」に登録されることは「帳付」「帳面付」と表現される。似ているが、「無給帳」へ名前が登載される「御根帳付」とは意味がまったく異なる。

町大工の「作料帳」登録が一七世紀半ばに始まる（前掲森下論文）のに対し、町張付師を「帳面付」し水役一日を課すやり方は天明七年（一七八七）に始まる。「帳面付」された町張付師（および陪臣張付師）も水役として月一日の水役の御用を務めることが原則となる。⁹⁾ 水役で仕事を行う場合賃料は支払われず、御手師同様一日米五合の役扶持が支給されたと考えられる。水役一日以外に御用を務める場合には、公定の飯米・賃料が日割で支払われた。

なお、一八世紀には町張付師が御雇張付師となり、さらに御手張付師に取り立てられた例、一八世紀末〜一九世紀には、陪臣張付師が諸役所の仕事を長く務めた勤功により萩藩の御雇張付師に取り立てられた例がある（次章）。

（二）技術の習得と来歴

萩藩の張付師・表具師の中で、藩政時代以前から毛利家の表具仕事をしたという歴史をもつ家はない。

技術の習得経緯がはっきりわかるのは表具師の中尾家である。一七世紀前期、浪人中の祖先甚右衛門（元禄十四年卒、六一歳）が京都で朝廷の表具師から技法を学び、のち萩藩に召抱えられている。これに対し、張付師の御手洗家や池部家は、織豊期〜藩政初期、浪人中に張付師として渡世を始めたといいい、同じ飯田家・吉山家・安野家は、織豊期〜藩政初期には毛利家の一家臣であったが、のち表具技術を身に付け、評価されて御手張付師となったという。手先の器用な者、渡世のよすがとして技術を身につけた者が、次第に仕事を評価され藩の張付師となったという経緯が

大半を占める。一家臣から張付師となった場合を除くと、いきなり御手張付師に召抱えられたのは、林家（初代藩主秀就時）、別家御手洗家（二代綱広時）など藩政前期にのみ確認される（詳細次章）。

なお、業種を異にするが、藩の磨師井上家の場合、家督相続前の嫡子が代々「家業為稽古」江戸に登っているが、張付師・表具師の場合、こうした技術修練のあり方は現時点確認できない。

（三） 作業場

役所が集中する萩城御蔵元の一画に張付師の作業場「張付所」がある。張付師は基本的に張付所に出勤し仕事をを行う。享和三年（一八〇三）三月の法令に「只今迄之張付所間之壁を落、御細工所一住所二被仰付」とある¹¹。理由は不明だが、このとき細工所（他細工人の作業場）と張付所を仕切る壁が取り払われ広い作業空間となったようである。張付所出勤時、御手師には日別米五合の役扶持が支給される。また、御蔵元出勤役人同様、張付師など御細工人が御蔵元で朝六ツから晩七ツまで仕事をする場合、朝晩の御番食（一汁一菜）が支給された¹²。享保三年（一七二八）、節約のため御蔵元出勤役人への御番食支給の削減が図られるが、御細工人には原則これまで通り御番食支給が維持された¹³。

張付師は藩庁諸役所から依頼され仕事を行う場合がある。役所から蔵元両人役（張付所を管轄）へ申請があり、それに基づき張付所で作業する場合もあるが、張付師が役



写真1 御蔵元の張付所位置

〔萩御蔵許差図〕58絵図632)

下写真の掛紙をめくった状態が上の写真

所に出向き継続的に仕事を行い、役所専属の形となる場合も多い。この場合、役所が張付師を雇う形となり、役所経費から張付師に賃米銀が支払われる。このほか、藩内各地の御茶屋等の襖・障子の張替で現地出張する場合がある。また、彼らの自宅一部も作業場として使われていたであろう。

一方、張付師の中には江戸藩邸付の者もいた。彼らは江戸藩邸の張付所で仕事を行い、藩主が用いる冊子・掛軸・卷子等の表装、江戸藩邸内の襖や屏風の張替・修理、幕府献上品や諸大名への贈答品などの表具仕事を担当した。国の張付師が長期江戸に派遣され仕事を行うこともあった（次章林家・安野家の項参照）。

二 御手張付師と御雇張付師の活動内容

本章では、確認できた十一の御手張付師、御雇張付師について、家の歴史、担当した仕事を紹介する。御手張付師は「無給帳」登載順（筆並順）にならべ、その後に御雇張付師を配した（御手張付師当主の変遷は巻末表4）。

飯田家 飯田家は、藩政初期の具体的活動を知り得る歴史の古い家である。注目されるのは、毛利輝元（宗瑞）に重用された内蔵丞（慶郷）である。吉積久年氏の研究によれば、内蔵丞は、輝元の命で慶長二十年（一六一五）閏六月に毛利興元肖像画を修復し、同八月には御宝蔵保存の御什書類の裏打と表紙・軸の新調を担当した。また寛永元年（一六二四）六月には、これも輝元の命で萩藩御用絵師狩野太郎左衛門等縮（三谷等縮）が描いた屏風「吉野宮瀧之絵」（那智滝の絵）の縁の取付を行い、同二年五月十一日には毛利輝元肖像（「天樹院様御寿影」）の軸装を完成させた。このほか、狩野永徳筆「梅之絵」金屏風一双の表装替えや「宝訓集」「養生集」など典籍の取繕い、襖や障子の張替

なども担当したという。「譜録」には、「内蔵丞事、段々御役相勤、細工をも心得居候付、入御意、御直二被召仕、御好之御用相調差上候由承伝候」とある。一家臣として活動する内蔵丞であったが、独学で技術を習得したものか、張付細工に秀でることから輝元に気に入られ、表具仕事を任されたようである。

息子源允も「細工等をも心得居候付、入御意二御直二被召仕」とあるが具体的な仕事は不明である。表具とは関係ないが、彼は二代藩主綱広から鳩を預けられ、綱広がたびたび自宅を訪れ鳩を愛でたという（「譜録」）。

享保二十年（一七三五）、幼少の左内（六歳）が家督を継いだため、成人までの間、「細工器用」な当島宰判福井村百姓七郎右衛門の次男吉左衛門が代役となることを藩が認めた。¹⁵御手張付師の当主が幼少で藩の御用を務め難い時は代役が認められたこと、その場合「細工器用」であれば百姓身分の者でも許可されたことがわかる。藩・御手張付師家双方にとって、技術がしっかりし御用をきちんと務めることが重視されたといえる。

なお、「無給帳」に飯田左兵衛（正保二年）、飯田権右衛門（延宝〳元禄末年）の名もみえるが関係は不明である。

吉山家 吉山家は、かつて於曾氏を名乗り安芸国に住していたと伝える。¹⁶萩藩に仕えたのは、九郎右衛門（正種）が初代藩主秀就の側近くに召し出されたことに始まる。阿武郡高佐村に一七石余の知行を有したといい、「閥閲録」には藩加判衆が九郎右衛門に宛て「御両国御蔵入人給共物成付立」の提出を命じた文書も収録される。¹⁷当初九郎右衛門は一藩士として活動していたようである。ただし、慶長十七年（一六一二）「請取申紙の事」によれば、九郎右衛門は「御書院之あかりやうし切かくしれんし切ぬきに張」あるいは「長門様御はさみ箱三ツ之はり」¹⁸などのため「上紙」一束一帖一六枚を受取っている。単に紙の受取担当者なのか、仕事を担当したのかは判断できないが、吉山家と表具仕事との関わりを示す事実として書き留めておく。

つづく平左衛門（正員）は「譜録」に「御役はり付役相勤候由之事」とあり、正保二年「無給帳」でも「細工衆」として名が見える。また、吉山源右衛門が、明和三年（一七六六）に張付所の頭取を務めていたことも知られる。¹⁹⁾

林家 林家は、江戸藩邸詰めの張付師（「定府張付師」）である。享保期の江戸麻布藩邸火災で伝来文書を失い過去の由緒は不明という。ただし祖先清太夫（貞清）は、初代藩主秀就に召抱えられ江戸住みを命じられたと伝え、張付師としての歴史は古い。²⁰⁾ 正保二年「無給帳」に「はり付 清太夫」とあるのが彼である。

具体的な活動がわかるのは、安永〜文政年間に活動した清右衛門である。彼は安永二年（一七七三）から江戸の張付所勤務となる。直書所の仕事や「御献上之御用物」（幕府献上物）の表具をひとりで担当したほか、八代藩主治親、九代斉房時代には御小納戸（藩主の衣服や日常の調度を掌る役）専属の張付師として、治親・斉房の伝授書（「暮目御伝授御用物」「御軍書御伝授御用物」）の表装などを任された。長年の功績により文化八年（一八一二）に銀一〇〇目下賜、文政三年（一八二〇）に藩主「御声掛」の荣誉に与り、同七年には士雇身分（「士雇被準」）となった。

彼の功績として興味深いものに「御献上折形物」手控の件がある。「折形（おりがた）」とは「飾り物や進物などを紙で包むときに、その紙を折る形式」（小学館『日本国語大辞典』）であり、「御献上折形物」とは、萩藩が幕府に諸品を献上する際の包紙の折り方や形式を意味すると考えられる。寛政六年（一七九四）江戸桜田藩邸が焼失し、保存していた「御献上形物定寸物」が失われた。幕府への献上物品を包む紙の形式を示す雛形・記録が無くなってしまったのである。しかし、さいわい清右衛門が手控として「御献上折形物」を残していたことから折形の復元が可能となり、以後この手控が江戸藩邸で用いられ続けたという。張付師が、表具仕事に止まらず、紙による物品の包み方・形式などの先例、儀礼に精通する側面があったことが知られる。

なお、寛文三（享保元年（一六六三）一七一六）分「無給帳」に、「はり付 長太郎」「林長太郎」の名がある（一人扶持）。「江戸者」で「稽古扶持」を下されていたが享保元年頃出奔したという。⁽²²⁾ 林家との関係は不明である。

安野家 前述のように安野家は、累代の功績により下級の武士身分である無給通に取り立てられた家である。⁽²³⁾ 張付師の中ではもっとも高い身分に上り詰めた。同家の祖四郎右衛門（恒政）は、初代藩主秀就の時代、一藩士として無給通身分にあり、算用方、上勘所、裏判所等の役所に勤務した。張付師としての活動はその子長兵衛（恒春）の時からである。「譜録」には、「親懸り之内、張物細工仕覚罷居候故、御雇被成、張物細工被仰付奉遂其節候而差上候」とあり、彼が家督相続以前から張付細工の技を身につけ、嫡子雇として張付細工の仕事をごなしていたという。家督相続後も張付細工を担当することのあった長兵衛は、そのち御手張付師となった。正保二年「無給帳」には長兵衛と改名する以前の「安野九之助」の名前がある。

安野家が飛躍するのは、長兵衛（恒春）の曾孫仁左衛門（恒賀）とその子長兵衛（恒苗）の代である。仁左衛門は父存命中の享保十年（一七二五）より嫡子雇として仕事を始め、父の病中は代役となり、父の死後享保二十年に家督を相続した。そののち宝暦八年（一七五八）まで四一年間仕事を務めた。担当した仕事として「譜録」に掲載されているのは、i 六代藩主宗広の初入国・帰国時の萩城準備や宗広の深川湯治の準備、ii 朝鮮通信使来朝時における赤間関での準備、iii 宗広が使用する書籍の装幀や軍配・采略の調製、iv 藩中枢役所である上御用所や当職所の記録の製本・装幀などである（表3参照）。i に関しては「御屏風御襖障子其外諸張物一卷頭取役」とあり、屏風、襖、障子の張替一切を取り仕切る役であった。部屋のコーディネイト全体を任される面もあったのではなからうか。藩主向きの仕事に止まらず、ii のような仕事（内容的にはi と同じか）も担当した点も興味深い。

息子の長兵衛(恒苗)は、明和二年(一七六五)に江戸に登り、以後おもに江戸で活動する。藩主重就・治親使用の采幣の調製、治親の墓目伝授書の表装等のほか、麻布藩邸普請時には張付頭取役(御寝所廻り其外張付物頭取役)を務めた。また、將軍から毛利家へ肖像画(公方様御自画)が下賜された時にはその表装を担当した。これは、安永七年(一七七八)九月、將軍家治から七代藩主重就に下賜された「御自画式幅」を指すと考えられる。このほか、「重就公御寿像」「御用方様御画像」の表具も担当した。長兵衛は、長年の功績が評価され、天明二年(一七八二)九月に身柄一代帯刀免許となり、土雇身分となった。彼は七〇歳余で寛政九年(一七九七)二月に隠居する。

御細工人としての安野家家督は息子与兵衛が継承したが、与兵衛が天明七年(一七八七)に病死したため、その子八郎が家督を継いだ。寛政八年(一七九六)五月、八郎は士分としては最下級ながら三十人通に取り立てられる。当時八郎は二六歳とまだ若く大きな功績をあげていなかったはずで、これは隠居目前の祖父長兵衛の功績が考慮された結果と思われる。八郎の身分はさらに上がり、文化七年(一八一〇)に無給通(役中無給)、文政十一年(一八二八)に一代無給となる。さらに息子熊太郎は、天保十二年(一八四一)に永代無給となる。

御手洗家(別家御手洗家・本家御手洗家) 御手洗家の祖先は安芸国在住の大内氏浪人と伝える。⁽²⁵⁾ 兵助(重定)

表3 安野仁左衛門の担当した仕事
(「譜録」記載分のみ)

| 年 | 仕事内容 |
|---------|--------------------------------------|
| (享保17カ) | 藩主宗広初入国につき萩城準備として御屏風修補御襖御障子其外諸張り物頭取役 |
| 年未詳 | 上御用所御密用記録数10冊の表装 |
| | 御宝蔵御什書の裏打ち |
| | 御宝蔵保管の屏風数及の修理 |
| | 宗広公御采幣・御軍扇の仕調 |
| 寛保3~4 | 大寧寺御襖障子修理の頭取役 |
| 寛保4 | 当職所記録の綴調 |
| 延享元 | 藩主宗広帰国につき萩城の御屏風御襖障子其外諸張物一卷頭取役 |
| | 「宗広公御好之御内用」 |
| 延享2 | 大納戸にて「大段之歌書」綴調 |
| | 御奥御内用 |
| 延享3 | 宗広公御軍書仕調 |
| | 宗広公御稽古之御軍書・御道具・采幣仕調 |
| 延享4 | 藩主宗広深川湯治につき準備 |
| 延享5 | 藩主宗広深川湯治につき準備 |
| | 朝鮮通信使來朝につき赤間関での準備 |
| 寛延3 | 同上帰国につき同 |
| | 藩主宗広深川湯治につき準備 |
| 宝暦1 | 「宗広公御好」により法華經拾部卷数80冊折調 |
| | 藩主宗広深川湯治につき準備 |
| 宝暦2 | 新御殿御作事御襖御障子其外諸張物一卷頭取役 |
| | 天樹院脇寺清正院にて「宗広公御前御用物」法華經拾部外題紙 |

の時に山口へ移住し、毛利氏の防長移封（慶長五年）後、萩南片河町へ転居し張付細工を行うようになったという。二代藩主綱広の時、藩に召し抱えられる話が持ち上がった。しかし高齢であったためか、兵助は自分ではなく次男三左衛門（重正）が召し抱えられることを望み、寛文五年（一六六五）二月、三左衛門が御手張付師となり別家を立てた。兵助家はその後も萩の町張付師として活動する。以下便宜上、前者を別家御手洗家、後者を本家御手洗家とするが、両家は密接な関係のもとに歩む。

晴れて御手張付師となった別家の三左衛門（重正）であるが、四年後、寛文九年九月に死去する。このため、本家から養子に入っていた三左衛門（光重）が別家を継ぐ。彼が貞享五年（一六八八）に死去すると息子万四郎が継ぐが、幼少（八歳）で藩の御用を務められないため、本家の権右衛門（重兼、当時隠居）が代役となり別家を支えた。元禄二年（一六八九）、これを認めた藩は、権右衛門が（別家の）万四郎を指南し、成人後は家業を万四郎に譲り渡すよう命じた（譜録）。ところが、ゆえあつて万四郎は家を継がず、本家伝兵衛（正勝、重兼の弟七右衛門重晴の息子）の長男久三郎が別家の養子となり存続が図られた。彼もまだ八歳と若いため、本家の七右衛門（重晴、久三郎祖父）が代役となり御用を務めた。このように別家は当初存続が順調でなく、本家の支えを得て存続が図られた。前述の飯田家同様、当主幼少時には藩が代役を認めたが、御手洗家の場合、一族から代役が立てられた点が注目される。

こののちの別家御手洗家は、十八世紀後半～十九世紀前半の兵助・孫助親子の活動が知られる。兵助は、明和七年（一七七〇）から四五年間、御小納戸や御蔵元諸役所の仕事（御小納戸御用・御蔵元其外御用）を務め、藩主が用いる武芸や文化関係の書籍の装幀（弓馬劔鎗札式香道御書物御用）などを担当した。孫助も、父存命中から嫡子雇で仕事につき、藩主が用いる武芸関係の書籍（弓馬劔鎗御書物）の装幀などに携わった。文政三年（一八二〇）、

孫助は父の勤続年数を合わせた六六年の勤功が評価され、身柄一代刀御免を藩から認められた。

一方、町張付師として活動をしていた本家御手洗家も、伝兵衛（正勝。宝暦四年死去）の代に御手張付師に取り立てられた。正徳二年（一七一二）三月にまず御雇張付師となり、さらに元文四年（一七三九）二月に御手張付師となる。本家御手洗家の活動としては、明和と安永期、伝兵衛（孝勝）が密用方記録の「綴調」「綴立」に従事し、特に明和七年（一七七〇）五月には「江戸へ申来候若殿様御用物」（七代重就息子治親が利用する書籍）の製本・装幀を担当している。⁽²⁶⁾ また『山口県表具内装のあゆみ』によれば、洞春寺三尊像の掛軸の銘に、「三尊ノ像御表具（安永3（七七四）安永甲午ノ卯月七日御手洗伝兵衛孝度調之」とあるという。このほか、文化年間には七郎兵衛が密用方の業務を担当するとともに、掛け持ちで礼座や鈔座の仕事も担当している。⁽²⁷⁾

中尾家 中尾家は唯一表具師の肩書きをもつ家である。もとは伊佐氏を名乗り大内氏家臣であったと伝える。⁽²⁸⁾ のち毛利氏傘下となるものの、詳細不明ながら浪人となり、名も中尾となったという。萩藩の表具師となったのは甚右衛門（種貞、元禄十四年卒、六一歳）の時である。浪人中の彼は、茶道を好み表具にも造詣が深かったことから「好茶道、表具物数寄依巧者」、京都滞在中に朝廷の表具師法橋宗言に表具を学び、のち萩藩の表具師となり「御恩三人扶持四石」を下されたという。御恩扶持とあるので御雇表具師の身分である。二代藩主綱広の時には江戸でも仕事をし、その功により御手表具師に取立てる話も進んでいたが、元禄十四年（一七〇一）三月、病死した。

彼の死後、息子甚右衛門（包貞）が継ぐ。「譜録」には、元禄八年から享保十八年（一七三三）まで四〇ヶ年奉公を遂げたとあるので、父生前から嫡子雇で仕事を始めている。また、宝永元年（一七〇四）の「無給帳」から彼の名前が記載され始めており、中尾家が御手表具師に格上げされたことがわかる。父の功績が考慮されたものであろう。

彼は大小御納戸や御蔵元の仕事を務め、i 享保八年三月から三ヶ年間に、御宝蔵の御什書の軸装（のち御宝蔵への毎年の「御風入」も担当）、ii 同九年十月、毛利輝元肖像画の表装替（「天樹院様尊像御表具調替」）、iii 五代藩主吉元の命による仕事（「泰桓院様御前御用・御密用共」）などを担当した。

彼の死後、享保十八年六月に家督を継いだのが息子甚右衛門（貞愛）である。彼は寛政三年（一七九一）十一月に七九歳で亡くなるまで長く活動する（「無給帳」）。特筆すべきはその前半期、六代藩主宗広（觀光院）に重用された点である。「譜録」には、彼が初めて宗広の御用を務めたところ気に入られ、今後も励むよう申し渡され長く仕事を務めたと記されている。宗広伝授の軸物や「表具雛形御手鑑」の表装を担当したほか、年不詳ながら、萩東光寺へ五百羅漢図五〇幅⁽²⁹⁾が寄附された際にはこの表装を彼ひとりで受け持った。

宗広逝去時、藩は甚右衛門（貞愛）へ葬送用の「觀光院様御影」を調製するよう命じた。葬儀まで時間は無く、とても完成できないと辞退した彼であったが、ぜひ間に合わせるようにとの強い指示があり、一昼夜の作業でこれを完成させ、高く評価されたという。また、宗広恩顧の家臣たちが宗広像（「觀光院様御尊像」）を萩大照院に寄贈した際⁽³⁰⁾には、尊像厨子への「金張付」作業（金箔張付作業）が依頼された。彼は金箔の張付は専門でないのでと断ったものの、宗広公に重用された由緒ある者なのだからとの、たつての頼みでこれを了解し、無事に仕事を成し遂げた。

つづく七代藩主重就時代にも重要な仕事を任されており、宝暦十二年（一七六二）六月には毛利隆元肖像画（「常栄寺様御自筆之尊影」）の表装替えや、重就から直に「御前御密用仕調之儀」（具体的内容は不明）を命じられた。そのほか、毛利輝元肖像画（「天樹院様御尊影」）の表具修理も担当している。

内田家

内田家は、前述の林家同様、江戸藩邸付の張付師である。内田家も享保年間の江戸麻布藩邸火災で伝来文

書を失い詳しい由緒は不明という。⁽³¹⁾「無給帳」では、正徳元年（一七一二）分に朱書きで「内田長右衛門」の名が掲載されているのが初見である。張付師としての具体的な活動内容は明らかではない。

池部家 池部家の祖先佐助（実親）はもと安芸国住の浪人で、のち長門国阿武郡蔵目喜に來住したという。⁽³²⁾張付細工の仕事は次の忠左衛門（実鑑）の代からであった（「牢人之内、張付細工上手ニ付渡世仕候」）。四代藩主吉広の時、忠左衛門の子佐助（実忠）がその腕を見込まれ、藩から御恩扶持六石を下されて御雇張付師となった。元禄十二年（一六九九）のことである。「廉有御前御用、其外御両国御寺社家・御茶屋迄張付所小旅役等被差出」とあり、藩主関係の「御用」（藩主が用いる書籍や巻物の表装などか）のほか、出張を命じられ防長両国内の寺社（藩が維持・修繕を行うべき「御惱所」の寺社）や御茶屋の襖や障子の張替作業に従事したことがわかる。彼は元文二年（一七三七）まで三九ヶ年御用を務めた。その子実右衛門（実清）は、父存命から嫡子雇で御用を務め、父死後も御雇張付師として仕事をした。その子忠右衛門（実信）は御雇張付師として御用を務めるかたわら、張付所の算用方兼務も命じられた。

代々御雇張付師として藩の御用を務めてきた池部家は、寛政二年（一七九〇）二月、七郎左衛門が曾祖父以来九〇年に及ぶ功績が評価されて御手張付師に格上げされ、池部家の名前が初めて「無給帳」に記載された。⁽³³⁾池部家の事例は、御雇張付師身分で代々藩の御用を務めることで、御手張付師へと身分が上昇する場合があったことを示す。ただし、その道程は四代九〇年に及ぶ長い年月を必要とした。

鳥野安兵衛 鳥野安兵衛は支藩徳山藩の表具師である。周知のように、正徳五年（一七一五）の万役山事件をきっかけに萩藩と徳山藩の関係が悪化し、結果徳山藩は翌年に廃絶となる。鳥野安兵衛は同年、萩藩のお抱えとなり「無

給帳」に名前が登載される（二人扶持高一三石）。のち再興された徳山藩に戻り、享保四年（一七一九）七月に萩藩の「無給帳」から名が消える³⁴。三年間にどのような活動をしたのかは明らかではない。

中尾九右衛門 一門阿川毛利家中の張付師であるが、萩藩の仕事を担当し、のち萩藩の御雇張付師となる。御勤方（朝廷、幕府、一族への慶弔問遣等に関する文書物品を掌る役所）の記録修理を主に受け持った（御勤方記録修甫其外）。一五年に及ぶ仕事の評価され、寛政三年（一七九一）三月、二人扶持を下され萩藩の御雇張付師となる。³⁵

藤野吉左衛門・藤野文治 藤野吉左衛門は、萩藩一門吉敷毛利家の張付師であるが、中尾九右衛門同様、萩藩の仕事を受け持ち、長年の功績が認められて萩藩の御雇張付師となった人物である。³⁶ 萩藩でのキャリアは、宝暦七年（一七五七）、張付所に召し出されたことに始まる。明和三年（一七六六）からは密用方専属の張付師として長く「御記録綴調修補」を担当する。また、明和五年には「深川御茶屋御用物」、安永六年（一七七七）～天明四年（一七八四）の八年間には「三田尻御普請御用物其外」、安永八年には「氷上山御用物」を担当した。これらは、長門深川や三田尻の御茶屋、氷上山などの襖や障子の張替作業に従事したことを示すと考えられる。寛政十二年（一八〇〇）四月、四四年に及ぶ功績に対し、萩藩は藤野吉左衛門へ二人扶持を与えて御雇張付師に取り立てている。

吉左衛門の息子が文治である。彼は、父の死後、文化五年（一八〇八）より萩藩の御雇張付師として、父同様、密用方専属で長く仕事を担当している。このほか、上御用所記録（文化十二～十三年）、「考績抄」（人事関係記録、同十三年）、「戸籍帳」（年未詳）の製本・装幀も担当した。天保四年（一八三三）、文治は父と合わせ九〇年に及ぶ功績をもとに、御手張付師への取立を希望したが認められず、藩主の「御声掛」で止まった。³⁷

三 藩中枢および諸役所の張付師認識

前章でみたように、張付師・表具師は藩庁諸役所の仕事も担当した。判明する限り、当職所や上御用所などの藩中枢役所の重要記録のほか、密用方、直書所、御勤方、札座、鈔座などで記録の製本・装幀・修理を担当している。このほか、密用方が「洪表紙」や「から打紙」の製作を張付師に依頼した例もある⁽³⁸⁾。前者は防虫と補強のため柿渋を塗った表紙用の紙、後者は唐紙（からかみ・色模様が摺りだされた紙）を指すと考えられる。

ところが藩中枢（当職・加判役など）は、諸役所が張付師を使うことをできるだけ抑制しようとした。諸役所が張付師に仕事を依頼した場合に、役所経費から張付師へ支払われる賃米銀を余分な出費と認識していたためで、御仕組（藩財政立直⁽⁴⁰⁾）、儉約が叫ばれると特にそれが問題視された。例えば安永九年（一七八〇）の通達では次のようである⁽⁴¹⁾。

御蔵元内諸役所、記録其外綴調継立として張付師相用候儀、前方御儉約之節、大概其役所手子小使等二而相濟せ候様御沙汰相成候へ共、於于今者別而猥に相成候様相聞候、張付師賃米銀ハ余分之儀、御儉約小詰之御時節不連続之事二付、右体御用張付師相用ひ候儀被差留候条、手子小使等二て相濟せ候様改而被仰付候

以前儉約を命じた際、諸役所での冊子の製本・装幀には、役所配属の手子・小使を使うよう指示したのに近年それが守られず、各役所が張付師を雇うようになっていた。各役所が張付師に支払う賃米銀は余分な経費であり、儉約のため経費削減を図っている現況とつじつまが合わない。今後は張付師を雇うことは止め手子・小使で済ませよ、という（写真2）。ただし、張付師を雇うべき特別の理由（「廉有御記録其外張付二而無之候而難相濟御用」）があれば、許可する場合もあるという。以後、御仕組実施時、藩中枢が各役所専属の張付師の雇い止めを命じたケースがある。

また藩中樞は、御手張付師や御雇張付師がいる以上、町張付師や陪臣張付師の日雇いは限定的であるべきという考えであった。享和三年（一八〇三）や文化九年（一八一二）の当職「覚」には、「成たけ者御手師計にて間を合、其余八町張付・又家来等水役召仕、其上にて町雇召仕候様被仰付候事」とある。表具仕事は出来るだけ「御手師」（御手張付師・御雇張付師・嫡子雇）で間に合わせ、人手が足りなければ水役で町張付師や陪臣張付師を徴用し、それでも不足の場合に限り町張付師や陪臣張付師を雇うように（町雇）と指示している。藩中樞は、扶持を与えている御手師は張付所で仕事を済ませるのが本筋であり、諸役所が張付師を賃雇いしたり、人手不足を町張付師や陪臣張付師の雇入れて補うことは極力押さえるべきという認識である。

これに対し役所の側は、専属の張付師を置くことを強く望んでいる。文化十二年（一八一五）五月、密用方・直書所・御勤方専属の張付師を雇い止めとするよう藩中樞が命じたことに対し、密用方は次のように反論している。⁽⁴³⁾

御密用方張付師之儀者、御前御用物其外有限御密用物、且又公儀被差出候御用物等相調候儀二付、前々々人柄引出候而所勤被仰付候、尤地道之義者手子等二相調せ済来候、此度張付師御引せ被成候而者、行先御用之節者是迄出勤仕来候者人差を以申出可仕候得共、其節二彼者別御用等有之出勤不相成、度々人柄替り候様御座候而者御密用筋之儀如何可有御座哉、猶又御用筋難相調趣も御座候而、却而御費筋も可有御座哉

密用方は、藩主の御用や内密の仕事、あるいは幕府へ提出する冊子を作成する場合があります、以前より張付師を専属（人柄引除）で働かせている。もちろん通常の冊子作成時には役所の手子に任せてきた。今回、専属の張付師を中止すると、今後、必要に応じて現在仕事を任せている張付師の派遣を申請することになるが、その張付師が別の御用を担当していると仕事ができない。作業をする張付師がたびたび替わるようでは記録内容の秘密保持が不安だし、慣

れない張付師では仕事が滞りかえって費用もかさむのではないか、という。密用方は、円滑に記録作製を進める上でも、秘密保持という点でも、役所専属の張付師を置くことが必要という認識を持っている(写真3)。

藩主が目にし、あるいは幕府へ提出するような冊子を作成する場合、担当役人としては、華美にならない範囲で見栄えのよい装幀にしたい思いは当然生じたであろう(実際藩は、諸役所の記録は出来るだけ小さい字で書き「仕立立派」にせよとも指示している⁽⁴⁴⁾)。また、冊子の耐久性や形態を考慮し、製本・装幀を張付師に任せざるを得ない面もある。例えば御雇張付師藤野文治が担当した「考績抄」(「考績抄御賞美先例」)は、過去の人事記録をまとめ家臣の昇進等の検討資料として利用される記録である。これには他の一般的記録と比べ丈夫で模様のある表紙が付けられている(写真4)。人事関係記録として長期かつ頻繁な利用が予想される冊子であり、耐久性や他記録との識別性を考えて特別な装幀にしたと考えられる。また、同じ藤野が担当した戸籍帳は列帖装で綴られている(写真5)。手間の要る綴り方の冊子も、扱いに慣れた張付師に頼む必要があっただろう。

張付師の仕事をめぐることは、このように藩中枢と諸役所の間で認識の差が存在した。そうした認識差の中で、「御仕組」(藩財政立直)となれば、たちまち仕事を削減されるのが張付師・表具師であった。密用方専属であった藤野文治は、文政六年(一八二三)八月、御仕組のため専属の任を解かれたが、天保六年(一八三五)頃にはふたたび密用方の仕事を担当している⁽⁴⁵⁾。密用方の仕事に慣れ、腕がよく、秘密保持に信の置ける優秀な職人であったゆえだろう。

四 水役負担

森下氏によれば、御手大工は月二〇日の仕役が義務づけられ、一方、「作料帳」に登録された町大工には月一日の水役が賦課された。前述のように張付師への水役設定は天明七年（一七八七）と遅い。これは御仕組に伴う張付所の廃止と同時に Rowe 行われており、以後、御手張付師一人が月番となり原則月番の自宅（「於宿元」）で作業をすること、急な仕事が発生した場合は「御城西川手屋敷」で六尺（藩の武家奉公人）が作業し、彼らの手に負えない仕事は、月番以外の御手張付師が担当することなどが定められた。これに続けて次のようにある。⁽⁴⁶⁾

一 御手張付師、只今迄ハ水役無之候得共、向後之儀者月番を除、壹ヶ月廿日宛之水役相勤候様、役扶持トノ日別、五合宛被立下、令過勤候節者賃飯米被立下、若病氣等ニ而廿日之水役及不足候節者、半間中過勤を以令立用、尚不足之節ハ賃飯米可令上納、尤朝御番食被立下、暮詰之節計夕御番食被立下候事

一 町張付師本人并嫡子弟子育ともに帳面付之分ハ壹ヶ月壹日宛水役相勤可申候、若水役不足之節者是又賃飯米可令上納候事

月番以外の御手張付師に月二〇日の水役を設定し、水役を務めた日には役扶持五合を支給、二〇日を越えると賃飯米を支給する。二〇日の水役が務められない場合は張付師仲間て負担して欠を補い、なお不足の場合には不足日数分の賃飯米を上納させる。また、町張付師とその嫡子・弟子・育（はぐくみ）を「御帳付」（作料帳登録）して水役一日を負担させることにし、実際に負担しない場合は一日分の賃飯米を上納する、などが定められた。

月番以外の御手張付師は、水役という形で月二〇日の出勤が義務付けられたが、こうしたあり方は張付師・表具師

の仕事には馴染み難かったと推測する。彼らの仕事は、作業内容によっては日中仕事で終わらず、夜なべでの連続仕事ともなり、また、温湿度の状況や糊の乾き具合をみて作業を進める必要から、何日か仕事を中断せざるを得ないケースもあったはずで、機械的に月二〇日の出勤を義務づけにくい面がある。それゆえか、享和三年（一八〇三）三月、張付所の再興、月番制の廃止とともに、「御手師役目日之定」すなわち御手師に対する二〇日の出勤義務（水役）も廃止され、出勤日に応じて日別五合の飯米が支給される元の形に戻っている⁽⁴⁷⁾。ただし、町張付師・陪臣張付師への水役一日は継続した。

おわりに

補足を加えつつ本稿での検討をまとめておきたい。藩の御用を務めた張付師・表具師には、家臣団台帳である「無給帳」に名を登載された御手張付師以外に、御雇張付師、嫡子雇、町張付師、陪臣張付師などがあり、また、御手張付師の中には十分に取り立てられた家もあるなど、その内部には身分差とそれにもとづく待遇の差（「無給帳」登載か否か、扶持米支給か日雇かなど）が存在した。例えば張付所出勤時、御手張付師は「上之着到場」で着到（出勤）を申告するが、御雇張付師と嫡子雇は蔵元両人役へ着到を申告するといった差もあった⁽⁴⁸⁾。

藩中枢は、支出削減の観点から、扶持を与えている張付師（御手師）が賃仕事で諸役所の仕事を担当することや、人手不足を町雇で補うことを抑制したいと考えていたのに対し、諸役所は、円滑な作業進行と秘密保持の観点から専属の張付師設置を望んでいた。両者の間には認識の差が存在し、その狭間で、張付師の仕事は御仕組（藩財政立直）

が叫ばれると削減対象とされた。

時代により、また仕事内容によって、重用された職人、家も異なっていた。毛利家の肖像画や御什書類の表具などを担当し、藩主に特に重用された者として、藩政初期には飯田内蔵丞、五代藩主吉元時代には中尾甚右衛門包貞、六代宗広から七代重就時代にはその子甚右衛門貞愛、および安野仁左衛門・長兵衛親子がいる。藩政後期になると安野家の身分上昇が顕著である。活躍時期の重なる中尾甚右衛門貞愛と安野仁左衛門であるが、貞愛は肖像画など絵画の軸装を、仁左衛門は屏風や襖仕事が多く任せられており、職人により得意分野があつたように思われる。江戸藩邸では林家の活動が目につく。藤野吉左衛門・文治親子は密用方の信頼厚く、長く同役所の仕事を務めた。

天保十三年（一八四二）十二月、藩は御細工人中に対し、「御用被仰付候而も種々歎ケ問敷申立、或者仲間申合一統難渋申出、且業筋不鍛鍊之族も不様相聞」えており、扶持を与えられている身分なのに「却而町職人よりハ手際が劣」る者がいることを批判している。⁴⁹御手職人のなかに、その身分に甘んじ、御用を蔑ろにし、技術の向上を怠る者がいたことは事実だろう。⁵⁰ただし、そのような視点ですべての職人をみることもまた妥当ではない。

享保三年（一七一八）、藩は足輕以下御手大工・御手職人に対し木履使用禁止を申渡す。そのさい藩は、御手職人は「御扶持被下置候ても元其工職一等の儀」であり、武士とは身分が異なることを強く誠めている。⁵¹一方で、本稿でみたように、代々の功績が評価され御手職人から武士身分に取り立てられる者もいた。その過程は容易ではないが、そのような昇進事例（先例）の存在は御用を務める励みとなったはずである。町張付師や陪臣張付師も、藩の御用を務めることは、水役という形であれ、安い公定賃料で雇われる形であれ、自らの技術、腕前をアピールできるチャンスとなる。町雇から御雇張付師となる道（先例）もわずかながら存在し、それは御用に対する自発性や積極性を高め

る要因ともなり得る（藩はそれを上手く利用するずるさをもつだろう）。江戸や京都のように多様で多くの需要がある大都市とは異なり、藩の城下町で仕事をする身分制社会の中の職人たちにとり、藩の御用は忌避されるだけのものとは言えない。

註

(1) 吉積久年氏「萩藩御用表具師飯田氏のこと」（『山口県文化財』Vol. 34 山口県文化財愛護協会 二〇〇三年）。装潢の歴史については『装潢史』（国宝修理装潢師連盟 二〇

一一年）。

(2) 彼らが扱ったものは毛利家文庫のほか、毛利博物館（防府市）所蔵資料に多数伝来するであろう。その概要は『毛利家歴史資料目録—古文書・典籍編—』【同一美術工芸品編—】（山口県教育委員会 一九八三年）。

(3) 萩藩庁文書記の保存・管理に関わった藩士については、拙稿「萩藩当職所における『相府年表』『当用諸記録提要』の作成と渡辺平吉」（『田布施町郷土館研究紀要』第8号 二〇〇七年）、「十八世紀萩藩における文書管理・記録作成と藩士柿並市右衛門—当職所記録取縮役・当職所記録仕法・

江戸御国大記録方—」（『山口県文書館研究紀要』第41号

二〇一四年）、「萩藩当職所の文書管理と当職所記録方」（国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（『文閣出版 二〇一五年』第二二章）。

(4) 「業人分限帳」（毛利家文庫 52給禄108）。本稿の史料はすべて毛利家文庫。以下、文書名と請求番号のみ示す。

(5) 彼らは御蔵元証人所の別帳簿で管理されたと考えられる。御蔵元証人所の文書目録 諸記録目録（9 諸省40（17の2））参照。「分限帳」「無給帳」は遠近方管理。

(6) 「無給帳」（52給禄89（7の6））。

(7) 森下徹氏『近世瀬戸内海地域の労働社会』（溪水社 二〇〇四年）第六章「萩藩の大工編成と出稼ぎ大工」、同「萩城下における御手職人と町職人」（塚田孝ほか編『近世身分制社会の比較史』（清文堂出版 二〇一四年）所収）。

- (8) 「諸触書抜 三」(9 諸省 51 (5 の 3))。
- (9) 「御書付控」(40 法令 160 (46 の 21))。
- (10) 「譜録」井上勘左衛門幸直(23 譜録い 63)。以下 23 譜録は省略。
- (11) 「御書付控」(40 法令 160 (46 の 26))。
- (12) 明暦四年「条々」(『山口県史料編 近世 2』別冊付録「萩藩近世前期主要法制史料集」27～28頁)。
- (13) 「二十八冊御書付」収録の「覚(諸役所御番食其外御儉約の事)」(『山口県史料 近世編法制上』山口県文書館 一九七六年、298～300頁)。
- (14) 「譜録」飯田蔵之丞俱辰(い 129)。
- (15) 「無給帳」(52 給禄 80 (22 の 16))。
- (16) 「譜録」吉山源右衛門光則(よ 68)。
- (17) 『萩藩閩閩録』(山口県文書館) 卷 156 細工人吉山平左衛門。
- (18) 遠用物近世前期 1742。
- (19) 「密局日乗」(19 日記 18) 明和三年十一月四日条。
- (20) 「譜録」林清右衛門英敬(は 71)。
- (21) 以下の記述は「考績抄御賞美先例」(22 諸臣 179 (45 の 67・103)) による。
- (22) 「無給帳」(52 給禄 80 (22 の 2))。
- (23) 以下「譜録」安野長兵衛恒苗(や 34)、各年次「無給帳」、「考績抄御賞美先例」(22 諸臣 179 (45 の 67)) による。
- (24) 「御自画拝領一件」(43 美目 64)。
- (25) 「譜録」御手洗七郎右衛門勝政(み 74)、「同」御手洗伝兵衛孝勝(み 75)、「考績抄御賞美先例」(22 諸臣 179 (45 の 103))。
- (26) 「密局日乗」明和四年八月二十三日条、同七年四月二十日条、五月十日条、安永二年一月二十三日条等。
- (27) 「密局日乗」文化三年九月五日条、同五年八月二十日条、十月七日条等。
- (28) 以下「譜録」中尾甚右衛門貞愛(な 43) による。
- (29) 東光寺蔵「絹本著色五百羅漢図」は東福寺の画僧明兆が至徳二年(一三八五)に完成した彩色図「五百羅漢図」五十幅の写で、雲谷等甫(享保十五年没)筆(『山口県の文化財―文化財集中特別総合調査報告第 21 集―』文化庁 一九九一年)。
- (30) 『壺椿山大照院伽藍調査報告書』(萩市教育委員会 二〇

○一年)によれば、大照院の経藏内後室厨子内に「六代宗
広(觀光公)坐像」が安置されており、「大照院誌」によ
れば、宝暦十一年(一七六一)、觀光院側近が追慕の念に
堪えず、觀光院の真容を作った」とある(第四章 大照
院の仏像)91頁)。

(31)「譜録」内田勝之允幾英(う43)。

(32)「譜録」池部忠右衛門実信(い140)。

(33)「無給帳」(52給禄89(7の6))。

(34)「無給帳」(52給禄79(6の6)・同80(22の4))。

(35)「考績抄御賞美先例」(22諸臣179(45の67))。

(36)「考績抄御賞美先例」(22諸臣179(45の67))。

(37)「密局日乗」文化十二年五月十三日条、同十三年十一月

六日条、「考績抄御賞美先例」(22諸臣179(45の140))。

(38) 密用方は、藩主や当役の指示を受け、過去の歴史、先例、
由緒などに関する様々な調査事業を担当した役座。拙稿「萩
藩密用方と中山又八郎の活動について」藩主重就期におけ
る密用方設置前後の動向」(『山口県文書館研究紀要』第
38号 二〇一一年)、「寛政〜文化期前半における萩藩密用

方について」(『同』第39号 二〇一二年)参照。

(39)「密局日乗」明和二年三月、四年十月、五年六月の条等。

(40) 萩藩の財政と御仕組については田中誠二氏『萩藩財政史
の研究』(塙書房 二〇一三年)。

(41)「御書付控」(40法令160(46の18))。

(42)「御書付控」(40法令160(46の26)、(46の29))。

(43)「密局日乗」文化十二年五月十三日条。

(44)「御書付控」(40法令160(46の33))、文政六年十二月。

(45)「密局日乗」文政六年七月晦日条、八月九日条、および

天保六年二〜五月の条。

(46)「御書付控」(40法令160(46の21))。

(47)「御書付控」(40法令160(46の26))。

(48)「御書付控」(40法令160(46の26))。

(49)「御書付控」(40法令160(46の41))。

(50) 森下氏の研究によれば、御手大工の場合すでに一八世紀
中頃(元文年間)よりこうした点が問題視されている。

(51)「二十八冊御書付」収録の「覚(足軽已)下木履使用禁止
の事」(『山口県史料 近世編法制上』297〜298頁)。



写真2 御仕置帳（裁判関係の記録）

柿渋を塗った黒っぽい表紙の冊子。各役所で通常利用され、手子・小使によって綴られる冊子はこうした形態と考えられる。



写真3 密用方作成の冊子

密用方で作成される冊子は白い横縞模様の表紙が付く（日記は除く）。表紙を含め張付師の手になると考える。



写真4 考績抄御賞美先例（22諸臣179）

4期に分けて作成され、時期により表紙は縦縞・横縞・格子縞・無地に分かれる。



写真5 戸籍帳

列帖装で綴られているもの。



写真6 御持廻長持江入候御密用物（3公統55「映入御什書」）

什書類、領地目録など毛利家の重要文書が精巧に書き写され、参勤交代時に持ち運ばれた冊子（『山口県文書館研究紀要』第38号拙稿参照）。青色の表紙をもち、題せんは色柄のある美しい紙が用いられている。装幀・題せんとも張付師の手になると考えられる。

表4 御手張付師当主一覧

(飯田家)

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------|-----------------|----|--|
| 慶郷 | 長三郎・内蔵丞 | - | - | - | 慶長～寛永期の活動/吉積論文参照 |
| 慶里 | 長三郎・源允 | - | 宝永3(1706).10.18 | - | 正保2「無給帳」に名前あり/ 宝永1.11.20隠居 |
| 慶門 | 正之助・彦右衛門・ 源之允・文右衛門 | 宝永1(1704).11カ | 享保18(1733).5.14 | - | 宝永3.6.11名替(彦右衛門) |
| - | 左内 | 享保18(1733).7.5 | 元文1(1736).11.19 | - | 幼少につき福井村百姓七郎 右衛門次男吉左衛門代役期 間あり |
| 俱辰 | 又五郎・蔵之丞 | - | - | - | 寛保2.7.25名替(蔵之丞) |
| 慶栄 | 源之丞 | - | - | - | 宝暦13～安永8「無給帳」よ り名前あり |
| - | 大吉 | 寛政6(1794).11.18 | - | - | |
| - | 為之進 | 文化9(1812).6.12 | - | - | のち兵左衛門へ名替か |
| - | 兵左衛門・兵右衛門 | - | - | - | 文政10～天保2「無給帳」よ り名前あり/嘉永4.3.11名替 (兵右衛門) |
| - | 藤太郎 | 文久1(1861).7.21 | - | - | |

(吉山家)

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|------------------|-----------------|-----------------|----|---|
| 正種 | 九右衛門 | - | - | - | |
| 正員 | 久作・平左衛門 | - | 延宝7(1679).11.5 | - | 正保2「無給帳」に名前あり/ 万治2.3.1隠居 |
| 正矩 | 半兵衛・平十郎 | 万治2(1659).3カ | 延宝3(1675).3.3 | 50 | 寛文1「無給帳」に名前あり |
| 正治 | 平十郎・平左衛門 | 延宝3(1675).閏4.24 | 享保17(1732).閏5.3 | 69 | 享保16.4.11隠居 |
| 光則 | 源右衛門 | 享保16(1731).4.11 | - | - | 安永9.11.15隠居 |
| - | 九右衛門 | 安永9(1780).11.15 | 天明7(1787) | - | |
| - | 平八 | 天明7(1787).12.4 | - | - | 文化9.6隠居 |
| - | 源右衛門・虎吉・ 平左衛門 | 文化9(1812).6.6 | 嘉永3(1850)カ | - | 文政10～天保2頃、虎吉に 名替か/弘化1以降、平左衛 門へ名替か |
| - | 富槌・九郎 | 嘉永3(1850).12.21 | 文久2(1862)カ | - | |
| - | 五郎 | 文久2(1862).10.21 | - | - | |

萩藩における張付師・表具師について(山崎)

(林家)

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|------------|------------|----------------|----|---------------------------------|
| 貞信 | 清太夫 | - | 延宝7(1679).5.20 | - | 正保2「無給帳」に名前あり |
| 貞遠 | 清太夫 | - | 享保21(1736).2.9 | - | |
| 英敬 | 清右衛門 | 延享2(1745)カ | - | - | |
| - | 清右衛門 | 安永2(1773)カ | - | - | 文政7頃まで活動か |
| - | 六之助・清十郎・清蔵 | - | - | - | 文政10.7.27名替(六之助から清十郎へ)/のち清蔵へ名替か |

(安野家)

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|-----------|------------------|------------------|----|--|
| 恒政 | 四郎右衛門 | - | 延宝3(1675).1.26 | - | |
| 恒春 | 九之助・長兵衛 | - | 延宝3(1675).3.14 | - | 正保2「無給帳」に名前あり |
| 恒勝 | 十右衛門 | 寛文13(1673)頃カ | 元禄2(1689).3.18 | - | 寛文13「無給帳」より名前あり |
| 政勝 | 九兵衛・四郎右衛門 | 元禄2(1689)頃カ | 享保20(1735).10.22 | 70 | 元禄5「無給帳」より名前あり/宝永3「無給帳」より四郎右衛門 |
| 恒賀 | 仁左衛門 | 享保20(1735).12.14 | 明和2(1765).9.19 | 65 | |
| 恒苗 | 長兵衛 | 明和2(1765).11.11 | - | - | 宝暦9年1月より父代役を勤める/天明2.9身柄一代帯刀免許、士屐被率となる/寛政9.2.24隠居 |
| - | 与兵衛 | 天明2(1782).9.8 | 天明7(1787) | - | |
| - | 八郎 | 天明7(1787).3.28 | - | - | 寛政8.5.6身分が三十人通となる/文化7.10.20無給通業家之次座となる/文政11.4.4一代無給となる |
| - | 熊太郎・八郎 | - | - | - | 天保12.4.19永代無給となる |

〈別家御手洗家〉

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|--------------|------------------|------------------|----|-------------------------------------|
| 重定 | 兵助 | - | 寛文11(1671).9.25 | - | |
| 重正 | 三左衛門 | 寛文5(1665).2.5 | 寛文9(1669).9.19 | - | 御手張付師として新規召抱 |
| 光重 | 庄兵衛・三左衛門 | 寛文9(1669)カ | 貞享5(1688).10.3 | - | 天和3名替か(三左衛門) |
| 重清 | 万四郎・庄兵衛 | | 享保6(1721).10.3カ | - | 元禄5「無給帳」から名前あり/幼少期、権右衛門(重兼)が代役 |
| 光直 | 久三郎・伝兵衛・貞右衛門 | 正徳5(1715).11.1 | 宝暦13(1763).10.12 | 54 | 幼少期、七右衛門(重晴)が代役(正徳6.4.24～享保13.5.21) |
| 勝政 | 七郎右衛門 | 宝暦13(1763)カ | 明和7(1770)カ | - | |
| 貞起 | 貞之進・兵助・要助・兵助 | 明和7(1770)カ | 文化11(1814)カ | - | 七郎右衛門弟。兄死去後、家督相続か。 |
| 貞篤 | 栄植・孫助 | 文化11(1814).11.4 | 文政11(1828)カ | - | 文政3、身柄一代刀免許 |
| - | 吉蔵 | 文政11(1828).10.11 | - | - | |

〈本家御手洗家〉

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|----------|-----------------|-----------------|----|---|
| 重定 | 兵助 | - | 寛文11(1671).9.25 | - | |
| 重尚 | 伝兵衛 | - | 延宝3(1675).5.5 | - | |
| 光重 | 三左衛門 | - | 貞享5(1688).10.3 | - | |
| 重晴 | 七右衛門 | - | 享保13(1728).7.18 | 76 | |
| 正勝 | 伝兵衛 | - | 宝暦4(1754).9.24 | 74 | 正徳2.3.28御雇張付師となる/元文4.2.26御手張付師となる(御根帳付) |
| 孝勝 | 兵助・伝兵衛 | 寛延4(1751).11.16 | 寛政4(1792)カ | - | 宝暦4.12.25名替(伝兵衛) |
| - | 伝左衛門・伝兵衛 | 寛政4(1792).2.22 | (寛政11～享和3頃) | - | 寛政10.12.5名替(伝兵衛) |
| - | 七郎兵衛 | (寛政11～享和3頃) | 文政1(1818) | - | |
| - | 代吉・音吉 | 文政1(1818).9.17 | - | - | のち音吉へ名替か/天保10～14「無給帳」以降は名前がみえず |

萩藩における張付師・表具師について(山崎)

〈中尾家〉

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|---------------|-----------------|-----------------|----|---------------------------------|
| 種貞 | 宇右衛門・甚右衛門 | - | 元禄14(1701).3.19 | 61 | |
| 包貞 | 虎之助・孫右衛門・甚右衛門 | - | 享保18(1733).4.10 | 60 | 宝永1「無給帳」から名前あり/宝永1.10.9名替(甚右衛門) |
| 貞愛 | 米之助・甚七・甚右衛門 | 享保10(1725).6.3 | 寛政3(1791)カ | - | 元文1.12.28名替(甚右衛門) |
| - | 孫右衛門 | 寛政3(1791).11.21 | 享和1(1801)カ | - | |
| - | 甚右衛門 | 享和1(1801).8.21 | 天保2(1831)カ | - | |
| - | 孫右衛門 | 天保2(1831).9.8 | - | - | のち善五郎に名替か |
| - | 豊次郎 | 嘉永3(1850).8.17 | - | - | |

〈内田家〉

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|------------------|-----------------|-----------------|----|------------------|
| 勝房 | 庄右衛門 | - | 享保1(1716).2.24 | - | |
| 勝長 | 長右衛門 | - | 享保6(1721).12.28 | - | 正徳1「無給帳」から名前あり |
| - | 辰之助 | - | 延享4(1747).10.21 | - | 享保10「無給帳」から名前あり |
| - | 友之助・勝之允・友之助・勝左衛門 | 延享4(1747).12.28 | 文化12(1815)カ | - | 寛延4.閏6.12名替(勝之允) |
| - | 虎吉 | 文化12(1815).6.1 | - | - | |

〈池部家〉

| 実名 | 仮名 | 家督年月日 | 死去年月日 | 年齢 | 備考 |
|----|--------------------|------------------|----------------|----|---------------------------------------|
| 実親 | 左助 | - | - | - | |
| 実鑑 | 幸七・忠左衛門 | - | 享保9(1724).5.21 | 83 | |
| 実忠 | 作之進・左助 | - | 元文2(1737).11.2 | 58 | 御雇張付師となる |
| 実清 | 文六・忠右衛門 | - | 宝暦5(1755).2.25 | 56 | |
| 実信 | 左助・忠右衛門 | - | - | - | |
| - | 七郎左衛門 | - | 文化14(1817)カ | - | 寛政2.2.19御手張付師となる(御根帳付) |
| - | 常之進・佐助・七郎左衛門・七郎右衛門 | 文化14(1817).12.25 | 文久1(1861)カ | - | 文政1名替(佐助)/のち七郎左衛門→七郎右衛門(嘉永4.2.20)と名替か |
| - | 嘉三郎 | 文久1(1861).9.1 | - | - | |

典拠：各家「譜録」、各年次「無給帳」、「考續抄御賞美先例」